財政健全化判断比率等算定資料

健全化判断比率

(単位:%)

	実質赤字比率	連結実質赤字 比率	実質公債費比率	将来負担比率
東久留米市比率	_	_	6.6	64.1
早期健全化基準	12.48	17.48	25.0	350.0
財政再生基準	20.0	40.0	35.0	_

※標準財政規模: 20,239,893 千円

〇 早期健全化基準

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、各団体の標準財政規模により決定する。 実質赤字比率(25 + 1,000億/<u>標準財政規模20,239,893 千円</u>)/240 = 12.48 連結実質赤字比率(37 + 1,000億/標準財政規模20,239,893 千円)/240 = 17.48

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等(普通会計)が対象で、<u>標準財政規模に対する、歳入総額から歳出</u> 総額を差引いた額の割合で赤字を判断する指標である。

今年度については、実質収支額が819,923 千円と実質赤字額がないため、実質赤字比率は「一 (数値なし)」となっている。

また、標準財政規模には臨時財政対策債発行可能額(948,159 千円)を含める額となっている。

〈実質収支額〉(単位:千円)

会計	歳入総額	歳出総額	歳入支出 差引	翌年度に繰越 すべき財源	実質収支
一般会計	33,268,79 1	32,404,76 3	864,028	44,105	819,923

〈た出算〉

(実質収支) 819,923 千円 × -1 ÷ (標準財政規模) 20,239,893 千円

= -4.05%

※ 実質収支が黒字の場合、指標値が「負」となるため、算出式中に-1を乗じている。

≪前年度との変更点≫

平成 19 年度決算にもとづく算定では受託水道事業会計の数値が計上されていたが、19 年度をもって同会計が廃止となったため 20 年度算定からは計上されていない。

(2)連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、実質赤字比率が一般会計等を対象として算出されるのに対して、<u>特別会計</u>も含めた全会計を対象として赤字を判断する指標である。

今年度は、全ての会計において実質赤字額がなく、連結実質赤字比率は「一(数値なし)」となっている。

〈実質収支額〉(単位:千円)

会計	歳入総額	歳出総額	歳入支出 差引	翌年度に繰越すべき財源	実質収支
一般会計	33,268,791	32,404,763	864,028	44,105	819,923
国民健康保険特別会計	12,103,650	11,673,380	430,270	0	430,270
介護保険事業 特別会計	5,228,240	5,139,907	88,333	0	88,333
後期高齢者医療 事業特別会計	1,557,322	1,553,025	4,297	0	4,297
老人保健医療事業特別会計	738,204	627,722	110,482	0	110,482
下水道事業特別 会計	6,082,669	6,082,669	0	0	О
合 計	58,978,876	57,481,466	1,497,410	44,105	1,453,305

〈算出式〉

(全会計実質収支) 1,453,305 千円 × - 1 ÷ (標準財政規模) 20,239,893 千円 = -7.18%

※ 実質収支が黒字の場合、指標値が「負」となるため、算出式中に-1を乗じている。

≪前年度との変更点≫

平成 19 年度をもって受託水道事業会計が廃止されたため、20 年度算定からは除いている。 また、平成 20 年度より後期高齢者医療特別会計が創設されたため算定に加えている。

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、<u>標準財政規模に対する、交付税算入された元利償還金及び充当特定財源等を</u> 控除した後の地方債元利償還等(準元利償還)の割合(3ヵ年平均)である。

対象は、一般会計等、公営事業会計及び一部事務組合等である。

また、実質公債費比率は、早期健全化等の判断基準とともに、公債費による財政負担の度合いを 判断する指標として、起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられ、18%を超え る地方公共団体については、起債にあたり許可が必要となる。

〈定出算〉

- ①公債費等
 ②基準財政需要額に算入された額

 ③標準財政規模
 ②基準財政需要額に算入された額
- 1)公債費等

ア 公債費充当一般財源(満期一括償還分、都市計画税充当可能分を除く)イ 公営企業地方債償還財源に充てた繰入金、ウ 一部事務組合等の地方債に充てた負担金補助金、エ 公債費に準ずる債務負担行為、オ 一時借入金利子

- ②基準財政需要額に算入された額(準元利償還金含む)
 - ア 災害復旧等に係る基準財政需要額、イ 事業費補正により基準財政需要額に算入された公 債費、ウ 密度補正により基準財政需要額に算入された準元利金償還金
- ③標準財政規模

ア 標準税収入額等、イ 普通交付税額、ウ 臨時財政対策債発行可能額

(7.50594+6.71554+5.71234) ÷ 3 = 6.6% (小数第1位未満切り捨て)

(4) 将来負担比率

将来負担比率は、一般会計等、公営事業会計、一部事務組合及び公社・第三セクターが対象で、 標準財政規模に対する一般会計が将来負担すべき実質的な負債の割合である。

将来負担すべき実質的な負債とは、地方債残高、債務負担行為、公営企業債等繰入見込額、一部事務組合等に対する負担見込額及び連結赤字額等が範囲となり、充当可能財源として基金、特定歳入及び基準財政需要額算入見込額を控除したものである。

〈算出式〉

①将来負担額 – ②充当可能財源等③標準財政規模 – ④算入公債費等の額

1)将来負担額

ア 地方債現在高、イ 債務負担行為に基づく支出予定額、ウ 公営企業債等繰入見込額、エ 組合等負担等見込額、オ 退職手当負担見込額、カ 設立法人の負債額等負担見込額、キ 連 結実質赤字額、ク 組合等連結実質赤字額負担見込額

- ②充当可能財源等
 - ア
 充当可能基金、イ
 充当可能特定歳入、ウ
 基準財政需要額算入見込額
- ③標準財政規模
 - ア 標準税収入額等、イ 普通交付税額、ウ 臨時財政対策債発行可能額
- 4 算入公債費等の額

平成21年度以降、基準財政需要額に算入されることが見込まれる額

〈芦出草〉

①将来負担額 47,983,271 — ②充当可能財源等 36,487,439

③標準財政規模 20,239,893 - ④算入公債費等額 2,319,212

(5) 資金不足比率

下水道事業特別会計が対象で、営業収益に対する不良債務(資金不足額)の割合である。 今年度については、資金不足額がないため、資金不足比率は「一(数値なし)」となっている。

(単位:%)

	資金不足比率
	(下水道事業会計)
東久留米市比率	_
経営健全化基準	20.0